

## 認証後の変更申請要領

HEAT20 住宅システム認証委員会

202508 修正

### 変更申請の概要

1. 申請付属資料(1)～(7)における仕様、性能(U 値、 $\eta$  値、UA 値)、気密・防露性能対策、建築・設備計画を変更する場合。  
ただし、認証された建物各部の仕様、性能が、「追加仕様運用説明書」で認証範囲外と判断される場合。
- 2-1. 層構成・断熱工法、開口部性能、及び申請地域、気象データ等の変更により、住宅シナリオ確認のための評価計算(ルート1・2)の審査を要する場合。
- 2-2. 層構成・断熱工法等の変更により防露性能の評価が同等評価(結露計算)となる場合。
- 2-3. 本変更申請と同時に「追加仕様運用説明書」で認証範囲外と判断される追加仕様を新たに追加する場合は、変更申請承認後に審査を行う。
3. 上記以外の変更は、変更申請ではなく、別途新規申請とする。
4. 申請者(会社名等)に関する変更は応相談とし、認証書再発行、ホームページ記載の変更などが伴う場合は、手数料を含む実費を請求する。
5. 変更申請は別途定める申請書により行うこと。

### 変更申請に係る費用

※金額:税込み

	会員	非会員
基本料金	22,000 円	44,000 円
2-1.評価計算(ルート1・2)の審査を要する場合	5,500 円 を基本料金に加算	11,000 円 を基本料金に加算
2-2.防露性能を同等評価(結露計算)による審査を要する場合	1 部位につき 2,200 円 を基本料金に加算	1 部位につき 4,400 円 を基本料金に加算
2-3.追加仕様の審査を要する場合	1 仕様につき 1,100 円 を基本料金に加算	1 仕様につき 2,200 円 を基本料金に加算

※ 上記は、変更に伴う認証書再発行、ホームページ記載変更の費用を含む。